

財務省告示第三百五十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十八年八月三十日に発行した利付国債の発行条
 件を次のとおり告示する。
 平成十八年九月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第八十 九回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け
五	発行額	額面金額で四百十九億円
六	払込金額	四百十九億三千三百五十二万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行日	平成十八年八月三十日
十	発行価格	額面金額百円につき百円八銭
十一	利率	年二・二パーセント

十二

の経過
払込み

日本郵政公社総裁は、払込金額に
加え、次の算式により算出した
金額を第十八号に規定する期
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.2 \times 71}{100 \times 365}$$

十三

初期
利子

平成十八年十二月二十日を
支払期とし、次の算式により
算出した金額を支払う。ただし、
支払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十四

第二期
以後の
利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十五

償還
償還
金額

平成三十八年六月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元利
支

日本銀行

十七

払込
期日

平成十八年八月三十日

十八

払込
期日